

平成27年8月4日

## 地方税の適切な徴収を求める会長声明

群馬司法書士会  
会長 高橋 徹

現在、我が国の相対的貧困率（所得が全人口の中央値の半分に満たない人の割合）は、16.1%（2012年）と過去最悪を記録している。非正規雇用労働者も全労働者の4割近くを占め、年収200万円以下の労働者が1000万人を大きく超えている状況が続くなど、格差と貧困が社会に蔓延している状況にある。

このような状況の中、貧困のためやむなく市町村税や国民健康保険税などの地方税を滞納した場合に、滞納者の財産を地方自治体が差押えて強制的に徴収する例が増加している。

もっとも、給与や年金等の給付といった一定の財産については、滞納者及びこれと生計を共にする者の生活に欠かすことのできない財産として、その全額の差押えが禁止されている（国税徴収法第75条乃至第78条。地方税法においても準用）ほか、児童手当や児童扶養手当、あるいは生活保護費などのさまざまな公的給付についても、各種特別法において、その受給権に対する差押えは禁止されている（児童手当法第15条、児童扶養手当第24条、生活保護法第58条など）。これら差押えを禁止する規定の趣旨は、憲法第25条に基づき、最低限度の生活を維持するうえで欠かすことのできない財産について、その差押えを禁じて生存権の保障を全うするところにある。

しかし、このように法の規定によって差押えの禁止された財産について、法を遵守すべき自治体が、これを潜脱するかのような手法によって差押える事例が、群馬県内の市町村において近年数多く見受けられる。特に、全額の差押えが禁止された給与、あるいは年金、児童手当等の公的給付について、ひとたび滞納者の銀行口座に振り込まれるや否や、これを銀行預金として瞬時に全額差押えするという差押えが、その代表的な例である。

この点について、鳥取地方裁判所及び広島高等裁判所松江支部は、児童手当が振り込まれた滞納者の銀行口座に対し、その直後に鳥取県がおこなった差押えを明確に違法と判断した（鳥取地方裁判所平成25年3月29日判決、広島高等裁判所松江支部平成25年11月27日判決（確定））。これらの判決は、差押え禁止財産が銀行口座に振り込まれたからといって直ちに銀行預金に転化するわけではなく、なお差押えが許されないことを正面から認め、鳥取県にこの返還を命じたものである。

本会は、群馬県及び県内の市町村に対し、これら判決の判示したところに則り、市民の生存権の保障を貫徹すべく、貧困のため生活に困窮し地方税を納付することができずに滞納するに至った滞納者の銀行口座に振り込まれた給与や年金、児童手当等の公的給付につき、その差押えを行わないことを強く求める。